

鹿 児 島 県 公 報

平成25年3月22日（金）第2891号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	規 則
○森林法施行細則の一部を改正する規則（※）	（森づくり推進課取扱い） 2
○農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則（※）	（農業経済課取扱い） 2
訓 令	訓 令
○鹿児島県災害対策本部規程の一部を改正する訓令（※）	（危機管理防災課取扱い） 3
告 示	告 示
○有害な映画等の指定	（青少年男女共同参画課取扱い） 8
○有害な図書等の指定	（青少年男女共同参画課取扱い） 9
○保安林の指定施業要件の変更予定（3件）	（森づくり推進課取扱い） 9
○救急病院等の認定	（地域医療整備課取扱い） 11
○生活保護法等に基づく医療機関等の指定（3件）	（社会福祉課取扱い） 11
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い） 12
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（3件）	（障害福祉課取扱い） 12
○漁船保険付保義務発生（10件）	（水産振興課取扱い） 18
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（2件）	（水産振興課取扱い） 19
○前籠地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧	（漁港漁場課取扱い） 19
○肥料の登録の有効期間の更新	（食の安全推進課取扱い） 19
○肥料の登録事項の変更	（食の安全推進課取扱い） 20
○土地改良区の定款の変更の認可	（農地整備課取扱い） 20
○県営土地改良事業の計画の決定	（農地整備課取扱い） 20
○県営土地改良事業の換地計画の決定（2件）	（農地整備課取扱い） 20
○団体営土地改良事業に係る換地処分	（農地整備課取扱い） 21
○公共測量の実施	（監理課取扱い） 21
○公共測量の終了	（監理課取扱い） 21
○道路の区域の変更（2件）	（道路維持課取扱い） 22
○道路の供用の開始（2件）	（道路維持課取扱い） 22
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課取扱い） 23
○土砂災害警戒区域の指定	（砂防課取扱い） 24
○土砂災害特別警戒区域の指定	（砂防課取扱い） 24
○障害者雇用促進企業等からの物品の調達に関する要綱の一部を改正する要綱（※）	（管財課取扱い） 25
教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令	
○鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令（※）	（総務福利課取扱い） 26
公 安 委 員 会 規 則	
○単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（※）	（警務課取扱い） 26
公 安 委 員 会 公 告	
○機械警備業務管理者講習実施公告	（生活安全企画課取扱い） 27

- 平成25年度技能検定員審査等公告 (免許試験課取扱い) 27
奄美大島海区漁業調整委員会指示
○シラヒゲウニの採捕についての指示 (奄美大島海区漁業調整委員会取扱い) 30
○マダイの採捕についての指示 (奄美大島海区漁業調整委員会取扱い) 30
正 誤
○鹿児島県公報第2885号（平成25年3月1日付け）の一部訂正（※） (総務課取扱い) 30

規 則

森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第12号

森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則（平成12年鹿児島県規則第128号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第2条第1号」を「第4条第1号」に改め、同条第2項第11号中「^こ勾配」を「勾配」に改める。

第3条中「第2条第2号」を「第4条第2号」に改める。

第4条第1項中「第2条」を「第4条」に改める。

第16条第2項中「2条」を「第4条」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

.....

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第13号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（平成19年鹿児島県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第10条第20項」を「第10条第18項」に改め、「指定組合の」を削る。

第13条第2項中「第11条の27（第4号を除く。）」を「第11条の27第1号に該当することによって同条」に改める。

第20条第1項中「、法第97条の2第12号の規定による届出であって」を削り、「及び」を「若しくは」に、「の規定並びに」を「に掲げる場合又は」に、「ときにするもの」を「ことにより法第97条の2の規定による届出」に改め、同条第2項中「、法第97条の2第12号の規定による届出であって」を削り、「第58条第1項第6号から第17号まで」を「第58条第1項第6号から第14号まで、第16号又は第17号」に、「ときにするもの」を「ことにより法第97条の2の規定による届出」に改める。

第30条第1項中「、法第97条の2第12号の規定による届出であって」を削り、「第231条第1項第19号」を「第231条第1項第21号」に、「ときにするもの」を「ことにより法第97条の2の規定による届出」に改め、「別記第42号様式」の次に「の届出書」を加える。

第31条の見出し中「又は子会社」を「、子会社等」に改め、同条中「、法第97条の2第12号の規定による届出であって」を削り、「第231条第1項第20号」を「第231条第1項第22号に掲げる場合又は共同省令第58条第1項第15号」に、「ときにするもの」を「ことにより法第97条の2の規定による届出」に改める。

別記第2号様式中「第10条第20項の」を「第10条第18項の規定による」に改める。

別記第13号様式中「引受けの目的」を「種類」に、「信託の〔引受け 終了〕に係る不動産の内容及び当該不動産の明細」を「信託財産の所在地、地目及び地積」に改める。

別記第24号様式及び別記第25号様式中「第97条の2第12号」を「第97条の2」に改める。

別記第42号様式中「第231条第1項第19号」を「第231条第1項第21号」に、「第97条の2第

12号」を「第97条の2」に、「関係書類」を「縦覧書類」に改める。

別記第44号様式中「子会社）」を「子会社等）」に、「農業協同組合法施行規則第231条第1項第20号」を「〔農業協同組合法施行規則第231条第1項第22号 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第58条第1項第15号〕」に、「子会社）」を「子会社信用事業受託者 共済代理店）」に、「第97条の2第12号」を「第97条の2」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鹿児島県災害対策本部長訓令第1号

鹿児島県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月22日

鹿児島県災害対策本部長
鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

鹿児島県災害対策本部規程（昭和38年鹿児島県災害対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1危機管理対策部の項備考の欄中「危機管理防災課」の次に「，原子力安全対策課」を加え，同表総務対策部の項中「総務事務センター班」を「総務事務班」に改め，同表環境林

務対策部の項中 「

林業振興班	林業振興課長
森林整備班	森林整備課長

を 「

森林経営班	森林経営課長
かごしま材振興班	かごしま材振興課長
森づくり推進班	森づくり推進課長

」

に改め，同表災害警備対策部の項を次のように改める。

災害警備 対策部	警察本部 長	総括班	警備部参事官
		実施班	警備課長
		警衛警護班	警備課長
		情報班	公安課長
		受援連絡班	警務部参事官 (警務担当)
		遺族対策班	警務課長
		外国人対策班	教養企画官
		留置管理班	留置管理官
		総務班	総務課長
		警察相談班	相談広報課長
		広報班	広報官
		宿泊・補給班	警務部参事官 (総務担当)
		装備班	会計課長
		遺失・拾得対策班	監査室長
		施設管理班	施設管理室長
		職員対策班	厚生課長
		情報管理班	情報管理課長
		訟務対策班	監察課長
生活安全対策班	生活安全部参事官		

	地域対策班	地域課長
	通信指令班	通信指令室長
	航空・海上班	地域指導室長
	生活環境対策班	生活環境課長
	検視班	捜査第一課長 検視室長
	身元確認班	鑑識課長
	鑑定資料分析班	科学捜査研究所長
	捜査班	刑事部参事官
	交通総務班	交通部参事官 交通企画課長
	交通対策班	交通指導課長
	交通規制班	交通規制課長
	運転免許対策班	免許管理課長
	警察学校班	警察学校副校長
	情報通信班	機動通信課長

別表第1の3警察指揮総括班の項中「警察指揮総括班」を「総括班」に改める。

別表第3総務対策部の部総務事務センター班の項中「総務事務センター班」を「総務事務班」に改め、同表企画対策部の部情報政策班の項中「行政情報ネットワーク及び総合行政ネットワーク（国及び地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続した情報通信ネットワークをいう。）の維持及び管理」を「本庁と出先機関及び市町村とを結ぶ情報通信ネットワークの運用」に改め、同表環境林務対策部の部中

林業振興班	1 林道の被害調査及び応急措置に関すること。 2 林業振興課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。	—	2	4	全員
森林整備班	1 治山関係施設等の被害の調査に関すること。 2 治山関係施設等の応急措置に関すること。 3 造林地等の被害の調査に関すること。 4 県営林の被害の調査に関すること。	4	過半数	全員	全員

を

森林経営班	1 造林地等の被害の調査に関すること。 2 森林経営課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。	—	2	4	全員
かごしま材振興班	1 林道の被害の調査及び応急措置に関すること。 2 災害復旧用木材の供給に関すること。	—	2	4	全員
森づくり推進	1 治山関係施設等の被害の調査及び応急措置に関すること。	4	過半数	全員	全員

に改め、

班	2 県営林の被害の調査に関する こと。 3 林野火災に関する こと。 4 森づくり推進課関係施設 の被害の調査及び対策に 関 する こと。				
---	---	--	--	--	--

同表保健福祉対策部の部子ども福祉班の項所掌事務の欄中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

3 り災した妊産婦や乳幼児の援護に関する
こと。

別表第3 商工労働水産対策部の部商工政策班の項中「商工観光労働関係」を「商工労働水産関係」に改め、同表農政対策部の部農産園芸班の項中「農産物及び卸売市場施設」を「農産物等」に改め、同表災害警備対策部の部を次のように改める。

災害警備 対策部	総括班	1 警備本部の設置及び運営に 関 する こと。 2 他都道府県警察の援助要求 及 び 受 入 れ に 関 する こと。 3 本部等への連絡要員の派遣 に 関 する こと。	災害警備対策部長が定める員数
	実施班	1 一般部隊の編成及び運用に 関 する こと。 2 特別派遣部隊等の配置及び 運 用 に 関 する こと。 3 部隊活動状況の把握に 関 する こと。	災害警備対策部長が定める員数
	警衛警 護班	1 警衛警護計画の策定に 関 する こと。 2 警衛警備隊の編成及び運用 に 関 する こと。	災害警備対策部長が定める員数
	情報班	1 治安及び混乱の状況の収集、 分 析 及 び 集 約 に 関 する こと。 2 家屋及びライフラインの被 害 状 況 の 調 査 及 び 集 約 に 関 する こと。 3 情報収集隊の編成及び運用 に 関 する こと。	災害警備対策部長が定める員数
	受援連 絡班	1 県外応援部隊の受入れに 関 する こと。 2 受援連絡隊の編成及び運用 に 関 する こと。	災害警備対策部長が定める員数
	遺族対 策班	1 遺族対策に関する こと。 2 遺族対策隊の編成及び運用 に 関 する こと。	災害警備対策部長が定める員数
	外国人 対策班	1 通訳、翻訳及び民間通訳人 の 確 保 及 び 運 用 に 関 する こと。 2 外国人相談に関する こと。 3 通訳隊の編成及び運用に 関 する こと。	災害警備対策部長が定める員数
	留置管 理班	1 被留置者の避難対策に 関 する こと。	災害警備対策部長が定める員数

	<ul style="list-style-type: none"> 2 被留置者の処遇対策に関する こと。 3 特別護送隊の編成及び運用 に関すること。 	
総務班	<ul style="list-style-type: none"> 1 国家公安委員会及び他都道府 県公安委員会との連絡調整 に関すること。 2 公安委員会に対する報告及 び連絡に関すること。 	災害警備対策部長が定める員数
警察相 談班	<ul style="list-style-type: none"> 1 警察安全相談に関すること。 2 災害総合相談所の設置及び 運営に関すること。 	災害警備対策部長が定める員数
広報班	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害広報に関すること。 2 報道対策に関すること。 3 広報隊の編成及び運用に関 すること。 	災害警備対策部長が定める員数
宿泊・ 補給班	<ul style="list-style-type: none"> 1 物資の調達及び補給並びに 給食に関すること。 2 宿泊施設の準備及び割当て に関すること。 3 宿泊・補給隊の編成及び運 用に関すること。 	災害警備対策部長が定める員数
装備班	<ul style="list-style-type: none"> 1 装備資機材及び車両の配分 及び運用に関すること。 2 警備用車両等の確保及び警 備本部用車両の集中運用に関 すること。 3 装備車両隊の編成及び運用 に関すること。 	災害警備対策部長が定める員数
遺失・ 拾得対 策班	<ul style="list-style-type: none"> 1 拾得物の集計及び保管の調 整に関すること。 2 派遣警察署との連絡調整に 関すること。 3 遺失・拾得対策隊の編成及 び運用に関すること。 	災害警備対策部長が定める員数
施設管 理班	<ul style="list-style-type: none"> 1 警察施設の被害実態の調査 及び把握並びに復旧に関する こと。 2 施設調査隊の編成及び運用 に関すること。 	災害警備対策部長が定める員数
職員対 策班	<ul style="list-style-type: none"> 1 職員の家族の救護対策及び 職員の住宅の被害確認に関す ること。 2 職員の健康管理に関するこ と。 3 被害調査隊、救護隊及び支 援隊の編成及び運用に関する こと。 	災害警備対策部長が定める員数
情報管 理班	<ul style="list-style-type: none"> 1 情報システム等の被災状況 の調査及び復旧に関すること。 	災害警備対策部長が定める員数

	2 警備本部の設置（各端末機器等の設置）に関する事。	
訟務対策班	1 訟務対策に関する事。 2 協力援助に関する事。	災害警備対策部長が定める員数
生活安全対策班	1 保護及び行方不明者の手配に関する事。 2 防犯組織，ボランティア等との連絡調整に関する事。 3 関係許認可事務に関する事。	災害警備対策部長が定める員数
地域対策班	1 被災地等警戒の治安対策に関する事。 2 現場広報に関する事。 3 パトロール隊の編成及び運用に関する事。	災害警備対策部長が定める員数
通信指令班	1 率領通信の実施に関する事。 2 災害110番通報等の受理業務に関する事。	災害警備対策部長が定める員数
航空・海上班	1 航空機及び警備艇の運用に関する事。 2 応援航空機及び要員の受入れに関する事。 3 航空隊及び海上隊の編成及び運用に関する事。	災害警備対策部長が定める員数
生活環境対策班	1 銃砲刀剣類，火薬類等の危険物対策に関する事。 2 生活環境事犯の防止対策及び生活環境関係機関等との連絡調整に関する事。 3 生活環境対策隊の編成及び運用に関する事。	災害警備対策部長が定める員数
検視班	1 死体の検視及び集計に関する事。 2 県医師会，県歯科医師会，医療機関等との連絡調整に関する事。 3 検視総務隊及び検視隊の編成及び運用に関する事。	災害警備対策部長が定める員数
身元確認班	1 身元不明死体の確認，調査，集計及び照会に関する事。 2 身元確認資料の管理に関する事。 3 身元確認隊の編成及び運用に関する事。	災害警備対策部長が定める員数
鑑定資料分析班	1 遺体資料の鑑定，分析及び整理に関する事。 2 鑑定資料分析隊の編成及び運用に関する事。	災害警備対策部長が定める員数
捜査班	1 捜査情報の収集及び分析に	災害警備対策部長が定める員数

	関すること。 2 犯罪の捜査及び取締りに関すること。 3 捜査隊の編成及び運用に関すること。	
交通総務班	1 交通情報の収集及び提供に関すること。 2 交通関係班との連絡調整に関すること。 3 交通関係機関との連絡調整に関すること。	災害警備対策部長が定める員数
交通対策班	1 被災地及びその周辺における被害状況及び交通状況の把握に関すること。 2 緊急交通路における放置車両等の排除に関すること。 3 交通事故捜査隊及び高速道路対策隊の編成及び運用に関すること。	災害警備対策部長が定める員数
交通規制班	1 広域交通規制等各種交通規制の実施に関すること。 2 緊急交通路の指定，交通検問所の指定及びう回路の確保に関すること。 3 交通規制隊及び通行許可対策隊の編成及び運用に関すること。	災害警備対策部長が定める員数
運転免許対策班	1 運転免許事務に関すること。 2 運転免許対策隊の編成及び運用に関すること。	災害警備対策部長が定める員数
警察学校班	警察学校警備隊の編成に関すること。	災害警備対策部長が定める員数
情報通信班	1 通信施設等の被害状況調査に関すること。 2 通信の保全及び復旧に関すること。 3 機動警察通信隊の運用に関すること。	災害警備対策部長が定める員数

附 則

この訓令は、平成25年 3 月 22 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第303号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第 8 条第 2 項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成25年 3 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由

8210	平成25年	映 画	裸の牝たち 見られていっちゃう	新東宝映画	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
8211	3月14日		兄嫁の夜這い すずり泣く三十七才	新日本映像		
8212			新婚妻の性欲 求める白い肌	オーピー映画		
8213			女囚701号さそり外伝第41雑居房	新東宝映画		
8214			女医と患者 秘め事診察	新日本映像		
8215			主婦 マル秘 不倫 後ろから出して	オーピー映画		
8216			悶える熟女 夫も知らないみだれ方	新東宝映画		
8217			㊦パイプ責め 糸を引く恥悦	新東宝映画		
8218			婚前OL不埒に濡れて	オーピー映画		

鹿児島県告示第304号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
24801	平成25年 3月14日	雑 誌	miniパラ 4月号 08493-4	竹書房	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
24802			恋愛天国パラダイス 4月号 09675-4	竹書房		
24803			恋愛白書パステル 4月号 19625-04	宙出版		
24804			恋愛Revolutionラブレボ 4月号 19667-04	宙出版		
24805			Young Love Comic aya 4月号 18815-04	宙出版		
24806			恋愛LoveMAX 4月号 17744-4	秋田書店		
24807			微熱SUPERデラックス 4月号 07689-04	セブン新社		
24808			BOY'S ピアス禁断 4月号 08175-04	ジュネット		
24809			d r a p 4月号 16695-04	コアマガジ ン		
24810			コミック アクア 4月号 13803-04	オークラ出 版		

鹿児島県告示第305号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

始良市蒲生町白男字小嶺2562番1から2562番5まで、字鼻ヶ嶺2622番1、2622番3、2622番5、2625番2、2632番、字岩井川内2636番1から2636番7まで、字烏山2752番1、2752番7、字長谷3279番1、3298番1、3298番2、字梅木場3326番、3328番1、3328番2、3334番1、3334番2、3336番1、字大迫3467番1、3467番13から3467番15まで、字大野尻3529番1、3529番3、3529番5から3529番8まで、3554番1、字一ノ渡3562番1、3562番7、3562番8、

3562番14から3562番18まで、3564番

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第306号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

肝属郡南大隅町根占辺田字本屋敷4188番から4190番まで、根占山本字上長尾3910番、3911番1、3911番2、字山神平6770番から6773番まで、字向木場7187番2、字東山神平7188番、7189番、7190番イ

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

根占辺田字本屋敷4188番から4190番まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南大隅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第307号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

肝属郡南大隅町根占辺田字石走ノ上4166番（次の図に示す部分に限る。）、字井手平4931番1、4931番2、4937番、根占横別府字田中西平4256番5

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南大隅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第308号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成25年 3 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
指宿病院	指宿市十二町4145番地

2 認定の有効期限

平成28年 3 月 12 日

鹿児島県告示第309号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年 3 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指定年月日
オカリナ調剤薬局	始良郡湧水町恒次1693番地6	平成25年 2 月 1 日
あいあい歯科	曾於市末吉町新町一丁目6番9号	平成25年 2 月 4 日
クラリネット調剤薬局	始良市加治木町仮屋町2番1	平成25年 2 月 1 日
こがひさお眼科クリニック	薩摩川内市中郷一丁目39番18号	平成25年 2 月 1 日
森園薬局	鹿屋市向江町25番4号	平成25年 2 月 4 日

鹿児島県告示第310号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、同法による介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年 3 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	
ひまわり在宅ケアステーション	鹿屋市寿五丁目22番25号	平成25年 2 月 1 日
菱刈中央医院	伊佐市菱刈前目790番地1	平成25年 1 月 20 日
森園薬局	鹿屋市向江町25番4号	平成25年 2 月 4 日
リハビリ型デイサービスほうゆう	指宿市山川成川8番5号	平成25年 2 月 1 日

小規模多機能ホームうのき	霧島市国分中央三丁目19番8号	平成25年2月1日
グループホームうのき	霧島市国分中央三丁目19番8号	平成25年2月1日
訪問介護ステーションあじさい	鹿屋市田崎町1316番地1	平成25年2月25日

鹿児島県告示第311号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、同法による介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	
居宅介護支援事業所ひまわり	鹿屋市寿五丁目22番25号	平成25年2月1日
居宅介護支援事業所うぐいすの里	鹿屋市吾平町下名3397番地4	平成25年2月10日

鹿児島県告示第312号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指定年月日	サービ スの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
介護付有料老人ホーム菱の里	曾於郡大崎町菱田2780番地1	有限会社菱の里	曾於郡大崎町菱田2780番地1	児島 力	平成25年3月6日	介護予防 特定施設 入居者生 活介護

鹿児島県告示第313号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病 院 又 は 診 療 所		更新年月日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
医療法人厚生会小原病院	枕崎市折口町109番地	平成25年1月1日	精神通院医療
内山病院	阿久根市高松町22番地	平成25年1月1日	精神通院医療
出水総合医療センター	出水市明神町520番地	平成25年1月1日	精神通院医療
むらたクリニック	伊佐市大口大田1764-1	平成25年1月1日	精神通院医療
大保・川添クリニック	伊佐市大口里354番地1	平成25年1月1日	精神通院医療
たじつ牛根医院	垂水市牛根境1308-2	平成25年1月1日	精神通院医療
若松記念病院	薩摩川内市神田町11番20号	平成25年	精神通院医療

		1月1日	
松尾医院	薩摩川内市東郷町斧淵314番地	平成25年 1月1日	精神通院医療
徳永医院	霧島市溝辺町麓988番地1	平成25年 1月1日	精神通院医療
坂元内科クリニック	曾於郡大崎町永吉8299番地1	平成25年 1月1日	精神通院医療
津崎医院	肝属郡南大隅町根占川北1725	平成25年 1月1日	精神通院医療
医療法人徳洲会屋久島徳洲会病院	熊毛郡屋久島町宮之浦2467	平成25年 1月1日	精神通院医療
宮上病院	大島郡徳之島町亀津7268番地	平成25年 1月1日	精神通院医療
町田医院	大島郡和泊町手々知名636-1	平成25年 1月1日	精神通院医療
藤後クリニック	志布志市志布志町志布志一丁目13番1号	平成25年 1月1日	精神通院医療
医療法人参昭会みやじクリニック	志布志市有明町野神3603番地1号	平成25年 1月1日	精神通院医療
鹿児島県立始良病院	始良市平松6067番地	平成25年 1月1日	精神通院医療
医療法人春風会田上記念病院	鹿児島市西別府町1799番地	平成25年 1月1日	精神通院医療
山川病院	指宿市山川小川1571	平成25年 1月1日	精神通院医療
川内市医師会立市民病院	薩摩川内市永利町4107番地7	平成25年 1月1日	精神通院医療
医療法人昭泉会外科馬場病院	日置市吹上町湯之浦2378	平成25年 1月1日	精神通院医療
隼人温泉病院	霧島市隼人町姫城一丁目264番地2	平成25年 1月1日	精神通院医療
相良医院	薩摩郡さつま町宮之城屋地1531-3	平成25年 1月1日	精神通院医療
手塚クリニック	志布志市志布志町志布志570番地2	平成25年 1月1日	精神通院医療
鹿児島大学病院霧島リハビリテーションセンター	霧島市牧園町高千穂3930-7	平成25年 1月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第314号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
有限会社白男川薬局	鹿児島市上本町3番17号	平成25年 1月1日	精神通院医療
新生堂薬局	鹿児島市金生町2-6	平成25年 1月1日	精神通院医療
セオ薬局ハイム店	鹿児島市鴨池新町28番8号	平成25年	精神通院医療

	102	1月1日	
郡元薬局	鹿児島市郡元三丁目1番7号	平成25年 1月1日	精神通院医療
新生堂薬局天文館支店	鹿児島市中町3-21	平成25年 1月1日	精神通院医療
有限会社天文館薬局	鹿児島市東千石町13番16号	平成25年 1月1日	精神通院医療
小牧薬局西駅一番街店	鹿児島市中央町24-9	平成25年 1月1日	精神通院医療
南日本薬剤センター薬局	鹿児島市谷山中央五丁目15番 1号	平成25年 1月1日	精神通院医療
タバタ薬局	鹿児島市下伊敷一丁目43番5 号	平成25年 1月1日	精神通院医療
カミヤ三照堂薬局	鹿児島市西千石町16番6号	平成25年 1月1日	精神通院医療
有限会社錦江薬局	鹿児島市光山一丁目1番33号	平成25年 1月1日	精神通院医療
鹿児島調剤薬局	鹿児島市桜ヶ丘八丁目26番7 号	平成25年 1月1日	精神通院医療
有限会社錦江薬局瀬戸堀店	鹿児島市坂之上七丁目3番41 号	平成25年 1月1日	精神通院医療
鹿児島県薬剤師会薬局	鹿児島市桜ヶ丘八丁目20番7 号	平成25年 1月1日	精神通院医療
南日本薬剤センター薬局慈眼 寺店	鹿児島市谷山中央五丁目17番 5号	平成25年 1月1日	精神通院医療
有限会社健生堂薬局	鹿児島市紫原四丁目26番1号	平成25年 1月1日	精神通院医療
有限会社鶴丸調剤薬局	鹿児島市紫原四丁目13番19号	平成25年 1月1日	精神通院医療
佐々木薬局本店	鹿児島市西千石町8-5	平成25年 1月1日	精神通院医療
佐々木薬局中山店	鹿児島市中山一丁目13-23	平成25年 1月1日	精神通院医療
菖蒲谷入口薬局	鹿児島市吉野町5398番地6	平成25年 1月1日	精神通院医療
石井薬局株式会社	鹿児島市田上二丁目15番10号	平成25年 1月1日	精神通院医療
南林寺薬局	鹿児島市南林寺町2番1号ツ インハウス南林寺209号	平成25年 1月1日	精神通院医療
コスモス薬局	鹿児島市下伊敷一丁目1-11	平成25年 1月1日	精神通院医療
さかもと薬局Aコープ桜ヶ丘 店	鹿児島市桜ヶ丘四丁目1番13 号Aコープ桜ヶ丘店内	平成25年 1月1日	精神通院医療
南日本薬剤センター薬局坂之 上店	鹿児島市坂之上二丁目14番10 号	平成25年 1月1日	精神通院医療
てらわき薬局	鹿児島市甲突町17-2	平成25年 1月1日	精神通院医療
マルノ薬局桜ヶ丘店	鹿児島市桜ヶ丘四丁目15番20 号	平成25年 1月1日	精神通院医療
ケンコー堂薬局	鹿児島市宇宿四丁目39番1号	平成25年	精神通院医療

		1月1日	
西駅調剤薬局	鹿児島市西田一丁目4番7号	平成25年 1月1日	精神通院医療
タバタ薬局伊敷支所店	鹿児島市伊敷五丁目18番6号	平成25年 1月1日	精神通院医療
奥公園前薬局	鹿児島市東谷山六丁目43番22号	平成25年 1月1日	精神通院医療
坂之上調剤薬局	鹿児島市坂之上六丁目6番15号	平成25年 1月1日	精神通院医療
南日本薬剤センター薬局中山店	鹿児島市山田町739番地	平成25年 1月1日	精神通院医療
有限会社谷山薬局きよみ橋店	鹿児島市小松原二丁目35番8号	平成25年 1月1日	精神通院医療
みずほ通り薬局	鹿児島市上荒田町32番19号エルドベール櫻木1F号室	平成25年 1月1日	精神通院医療
あおば調剤薬局荒田店	鹿児島市下荒田一丁目30番1号	平成25年 1月1日	精神通院医療
こあら薬局	鹿児島市玉里団地三丁目21番14号	平成25年 1月1日	精神通院医療
ミナミ薬局	鹿児島市宇宿一丁目26番14号	平成25年 1月1日	精神通院医療
やまもと薬局伊敷台店	鹿児島市伊敷台二丁目6-26	平成25年 1月1日	精神通院医療
小川町薬局	鹿児島市小川町17-20	平成25年 1月1日	精神通院医療
キク薬局大学病院前店	鹿児島市桜ヶ丘八丁目20番28号	平成25年 1月1日	精神通院医療
フラワー薬局	鹿児島市郡元二丁目12番10号	平成25年 1月1日	精神通院医療
あおぞら薬局	鹿児島市下荒田三丁目40番18号高良ビル1階	平成25年 1月1日	精神通院医療
つばめ調剤薬局	鹿児島市和田一丁目45番8号	平成25年 1月1日	精神通院医療
かみぞの薬局明和店	鹿児島市明和一丁目26番5号	平成25年 1月1日	精神通院医療
サフラン薬局	鹿児島市永吉二丁目11番2号	平成25年 1月1日	精神通院医療
大明丘薬局	鹿児島市大明丘二丁目18番6号	平成25年 1月1日	精神通院医療
すずらん調剤薬局	鹿児島市下竜尾町6番21号	平成25年 1月1日	精神通院医療
南九州調剤薬局	鹿児島市山下町16番1号	平成25年 1月1日	精神通院医療
あさがお薬局	鹿児島市真砂本町3番5号101号	平成25年 1月1日	精神通院医療
有限会社谷山薬局	鹿児島市東谷山二丁目8-5	平成25年 1月1日	精神通院医療
しらかわ薬局荒田店	鹿児島市荒田一丁目45-7	平成25年 1月1日	精神通院医療
スター調剤薬局	鹿児島市和田二丁目21番19号	平成25年	精神通院医療

		1月1日	
有限会社勝恵会第二平和調剤薬局	鹿児島市鴨池一丁目12-32	平成25年 1月1日	精神通院医療
にかんばし通り薬局	鹿児島市山之口町9番43号	平成25年 1月1日	精神通院医療
かじや町さくら薬局	鹿児島市加治屋町13番3号1F	平成25年 1月1日	精神通院医療
ねむの木薬局	鹿児島市山下町9-26	平成25年 1月1日	精神通院医療
清風薬局	鹿児島市吉野町2914-13	平成25年 1月1日	精神通院医療
喜入薬局	鹿児島市喜入町6029-4	平成25年 1月1日	精神通院医療
有限会社松元調剤薬局	鹿児島市上谷口町2862番地	平成25年 1月1日	精神通院医療
エンジェル薬局	鹿児島市吉野町1486-2	平成25年 1月1日	精神通院医療
ゆう薬局	鹿児島市上福元町3999	平成25年 1月1日	精神通院医療
アルカス調剤薬局	鹿児島市下荒田二丁目7-7	平成25年 1月1日	精神通院医療
わかば薬局	鹿児島市宇宿九丁目6番3号	平成25年 1月1日	精神通院医療
とまと薬局	鹿児島市小松原二丁目11番7号	平成25年 1月1日	精神通院医療
高見馬場薬局	鹿児島市山之口町1番15号E P鹿児島ビル1F	平成25年 1月1日	精神通院医療
松本調剤薬局	鹿児島市住吉町3-18	平成25年 1月1日	精神通院医療
清心薬局	鹿児島市東谷山三丁目25番15号	平成25年 1月1日	精神通院医療
まちだ調剤薬局	鹿児島市下荒田三丁目17番22号	平成25年 1月1日	精神通院医療
エンゼルキッズ薬局	鹿児島市宇宿町八丁目8番23号	平成25年 1月1日	精神通院医療
城田薬局	伊佐市大口大田1254番地6	平成25年 1月1日	精神通院医療
伊集院調剤薬局	日置市伊集院町徳重43番地1	平成25年 1月1日	精神通院医療
こじか調剤薬局	日置市伊集院町妙円寺二丁目34-5	平成25年 1月1日	精神通院医療
さのさ調剤薬局	いちき串木野市中尾町75番地	平成25年 1月1日	精神通院医療
原薬局金峰店	南さつま市金峰町尾下2745番地1	平成25年 1月1日	精神通院医療
鶴丸調剤薬局伊敷店	鹿児島市西伊敷一丁目2番13号	平成25年 1月1日	精神通院医療
田之上調剤薬局	鹿児島市郡元三丁目14-12	平成25年 1月1日	精神通院医療
有限会社光成堂薬局支店	鹿児島市鴨池新町5-20	平成25年	精神通院医療

福元薬局	鹿児島市紫原四丁目33番1号	平成25年 1月1日	精神通院医療
荒田八幡薬局	鹿児島市下荒田二丁目9番16号	平成25年 1月1日	精神通院医療
小松原薬局	鹿児島市小松原二丁目22番20号	平成25年 1月1日	精神通院医療
アトム薬局	鹿児島市下竜尾町2番2号	平成25年 1月1日	精神通院医療
ゆうゆう薬局上町店	鹿児島市下竜尾町1番10号	平成25年 1月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第315号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
鹿児島医療生活協同組合	鹿児島市谷山中央五丁目12番3号	生協訪問看護ステーション・かもいけ	鹿児島市鴨池新町5番8号	平成25年 1月1日	精神通院医療
公益社団法人鹿児島県看護協会	鹿児島市鴨池新町21番5号	鹿児島県看護協会訪問看護ステーションかごしま	鹿児島市鴨池新町21番5号	平成25年 1月1日	精神通院医療
鹿児島医療生活協同組合	鹿児島市谷山中央五丁目12番3号	生協訪問看護ステーション・たにやま	鹿児島市谷山中央三丁目4582番地	平成25年 1月1日	精神通院医療
社会医療法人慈生会	枕崎市白沢北町191番地	訪問看護ステーションまくらざき	枕崎市白沢北町191番地	平成25年 1月1日	精神通院医療
医療法人浩然会	指宿市十町字湯ノ前1145番地	医療法人浩然会指宿訪問看護ステーション	指宿市大牟礼四丁目4番8号	平成25年 1月1日	精神通院医療
鹿児島医療生活協同組合	鹿児島市谷山中央五丁目12番3号	生協訪問看護ステーション・こくぶ	霧島市国分中央五丁目13番77号	平成25年 1月1日	精神通院医療
鹿児島医療生活協同組合	鹿児島市谷山中央五丁目12番3号	生協訪問看護ステーション・万之瀬	南九州市川辺町田部田6387番地1	平成25年 1月1日	精神通院医療
社会福祉法人麦の芽福祉会	鹿児島市川上町680-3	むぎのめ訪問看護ステーション	鹿児島市川上町1862-1	平成25年 1月1日	精神通院医療
社会福祉法人薩摩川内市社	薩摩川内市永利町4107番地	甌島指定訪問看護ステーション	薩摩川内市里町里1900番地	平成25年 1月1日	精神通院医療

会福祉協議会

1

ヨシ

の2

鹿児島県告示第316号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、谷山加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第317号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、枕崎加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第318号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、阿久根加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第319号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、山川加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第320号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、串木野加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第321号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、島平加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第322号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、市来加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第323号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、坊泊加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第324号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、名瀬加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第325号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、佐多加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第326号

西之表市西之表6816番地23 浦口清則及び西之表市西之表6677番地2 押川登からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 西之表市西之表区域（西之表市のうち西之表市国上区域、西之表市東海区域及び西之表市住吉区域を除く地区）
- 2 区分 主としてきびなごさし網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第327号

西之表市住吉1734番地1 迫立昭政及び西之表市住吉1262番地1 瀬下秀市からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 西之表市住吉区域（西之表市大字住吉の地区）
- 2 区分 主として一本釣り漁業を営む漁業又はきびなごさし網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第328号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により前籠地区特定漁港漁場整備事業計画（平成15年5月23日鹿児島県公報第1884号の3登載）を変更したいので、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧期間
平成25年3月22日から同年4月10日まで
- 2 縦覧場所
鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課並びに十島村役場土木交通課

鹿児島県告示第329号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成25年 3 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1181号	平成31年3月25日	乾血及びその粉末	かごしま血粉	窒素全量 13.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	鹿児島プロフーズ株式会社	鹿児島市城南町37番地

鹿児島県告示第330号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録事項に変更があった旨の届出があった。

平成25年 3 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者		変更の内容			変更年月日
			氏名又は名称	住所	変更事項	変更前	変更後	
鹿児島県肥第1140号	炭酸カルシウム肥料	炭酸カルシウム肥料	有限会社徳之島コーラル	大島郡天城町松原1898番地	氏名又は名称	有限会社コーラル石産	有限会社徳之島コーラル	平成24年11月1日
					住所	大島郡天城町浅間830番地28	大島郡天城町松原1898番地	平成24年8月22日

鹿児島県告示第331号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成25年3月8日付けで奄美市土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年 3 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第332号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（通作・畑網）（農道整備）芦清良地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年 3 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年3月25日から同年4月19日まで
- 3 縦覧場所
知名町役場耕地課

鹿児島県告示第333号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）鈴岳地区第3換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次の

とおりに縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年3月25日から同年4月19日まで
- 3 縦覧場所
屋久島町役場農林水産課

鹿児島県告示第334号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）鈴岳地区第4換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年3月25日から同年4月19日まで
- 3 縦覧場所
屋久島町役場農林水産課

鹿児島県告示第335号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第1項の規定により、鹿児島市が行う土地改良事業団体営村づくり交付金吉野地区下川上換地区の換地計画に係る換地処分は、平成25年3月7日に行われた。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第336号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（桜島砂防管内地形図作成業務）
- 2 作業の期間 平成25年3月7日から同月25日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市桜島及び垂水市

鹿児島県告示第337号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から平成24年10月9日鹿児島県告示第1119号で告示した公共測量の実施は、平成25年2月28日終了した旨の通知があった。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成25年3月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	504号	霧島市福山町福沢字柿木迫口4215番6地先から同市福山町福山字宝瀬口6915番8地先まで	前	8.4～110.5	1,582.1
			後	8.4～110.5	1,582.1
			後	9.6～110.5	1,340.0

鹿児島県告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成25年3月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	504号	霧島市福山町福沢字柿木迫口4215番6地先から同市福山町福山字宝瀬口6915番8地先まで	平成25年3月25日

鹿児島県告示第340号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成25年3月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	瀬上里線	薩摩川内市上甕町瀬上字大浦3番2地先から同市上甕町小島字水河内245番3地先まで	前	8.6～28.5	148.0
			前	13.5～55.0	90.8
			後	8.6～28.5	148.0
			後	13.5～61.9	90.8
	十三谷重富線	始良市北山字炭山谷3325番11地先から3325番1地先まで	前	5.5～7.2	18.6
			後	5.5～36.0	18.6
	犬飼霧島神宮 停車場線	霧島市霧島川北字宮前547番5地先から547番20地先まで	前	17.3～69.6	85.0
			後	17.3～69.8	85.0
	北永野田小浜 線	霧島市隼人町野久美田字御野田1227番12地先内	前	16.2～33.5	43.0
			後	16.2～57.6	43.0

	隼人溝辺線	霧島市隼人町西光寺字中迫	前	4.4～8.0	100.0
		3436番5地先から同市隼人町嘉例川字矢筈10番3地先まで	後	7.4～44.6	100.0

鹿児島県告示第341号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成25年3月22日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	瀬上里線	薩摩川内市上甕町瀬上字大浦3番2地先から同市上甕町小島字水河内245番3地先まで	平成25年3月22日
	十三谷重富線	始良市北山字炭山谷3325番11地先から3325番1地先まで	
	犬飼霧島神宮停車場線	霧島市霧島川北字宮前547番5地先から547番20地先まで	
	北永野田小浜線	霧島市隼人町野久美田字御野田1227番12地先内	
	隼人溝辺線	霧島市隼人町西光寺字中迫3436番5地先から同市隼人町嘉例川字矢筈10番3地先まで	

鹿児島県告示第342号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域の名称	区 域
八ヶ尾南地区	次に掲げる標柱の1号から7号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と7号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地 1号 鹿屋市新栄町1番5 2号 3号 6号 鹿屋市新生町8713番1 4号 5号 鹿屋市新生町8713番2 7号 鹿屋市新栄町1番
恵比須2地区	次に掲げる標柱の1号から9号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と9号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地 1号 鹿屋市高須町1405番 2号 鹿屋市高須町1411番1 3号 4号 5号 鹿屋市高須町1403番3 6号 鹿屋市高須町1392番 7号 鹿屋市高須町1400番 8号 9号 鹿屋市高須町1404番

鹿児島県告示第343号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	鹿屋市	急・小牧1，急・上谷西1，急・城山公園下1，急・上谷1，急・上今坂1，急・今坂1，急・太シゲ尾下1及び急・市成1
	曾於市	急・高塚1，急・高塚2，急・桐原1，急・桐原2，急・桐原3，急・桐原4，急・桐原5，急・桐原6，急・桐原7，急・大川原1，急・大川原2，急・大川原3，急・大川原4，急・大川原5，急・大川原6，急・大川原7，急・大川原8，急・大川原9，急・大川原10，急・大川原11，急・大川原12，急・大川原13，急・大川原14，急・大良1，急・大良2，急・大良3，急・大良4，急・大良5，急・大良6，急・大良7，急・大良8，急・大良9，急・大良10，急・大良11，急・大良12，急・大良13，急・大良14，急・大良15，急・大良16，急・大良17，急・大良18，急・水の久保1，急・水の久保2，急・大良19，急・大良20，急・赤坂1，急・赤坂2，急・赤坂3，急・赤坂4，急・赤坂5，急・吉ヶ谷1，急・夏木1，急・夏木2，急・夏木3，急・馬水1，急・谷ヶ峯1，急・馬水2，急・馬水3，急・正部1，急・刈原田1，急・赤坂6，急・赤坂7，急・吉ヶ谷2，急・夏木4，急・馬水4，急・馬水5，急・馬水6，急・恒吉1，急・平野1，急・平野2，急・浦興禅寺1，急・栗谷5，急・栗谷6，急・栗谷7，急・栗谷8，急・栗谷9，急・栗谷10，急・平野3，急・栗谷1，急・栗谷2，急・栗谷3，急・栗谷4，急・上大峯1，急・上大峯2，急・上大峯3，急・下大峯1，急・上大峯4，急・上大峯5，急・板越1，急・板越2，急・板越3，急・古井1，急・古井2，急・金丸1，急・金丸2，急・閉山田1及び急・金丸3
土石流	曾於市	土・夏木1，土・夏木2，土・夏木3，土・夏木4，土・夏木5，土・大川原1，土・大川原2，土・桐原1，土・大川原3，土・大川原4，土・大川原5，土・大川原6，土・大良1，土・下大良1，土・下大良2，土・桐原2，土・瓶台1，土・瓶台2，土・栗谷4，土・栗谷5，土・栗谷6，土・栗谷7，土・栗谷1，土・栗谷2，土・栗谷3，土・上大峯1，土・上大峯2及び土・古井1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第344号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項につ

いては、次の図のとおりとする。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	鹿屋市	急・小牧1, 急・上谷西1, 急・城山公園下1, 急・上谷1, 急・上今坂1, 急・今坂1, 急・太シゲ尾下1及び急・市成1
	曾於市	急・高塚1, 急・高塚2, 急・桐原1, 急・桐原2, 急・桐原3, 急・大川原1, 急・大川原2, 急・桐原4, 急・桐原5, 急・桐原6, 急・桐原7, 急・大川原3, 急・大川原4, 急・大川原5, 急・大川原6, 急・大川原7, 急・大川原8, 急・大川原9, 急・大川原10, 急・大川原11, 急・大川原12, 急・大川原13, 急・大川原14, 急・大良1, 急・大良2, 急・大良3, 急・大良4, 急・大良5, 急・大良6, 急・大良7, 急・大良8, 急・大良9, 急・大良10, 急・大良11, 急・大良12, 急・大良13, 急・大良14, 急・大良15, 急・大良16, 急・大良17, 急・大良18, 急・水の久保1, 急・水の久保2, 急・大良19, 急・大良20, 急・赤坂1, 急・赤坂2, 急・赤坂3, 急・赤坂4, 急・赤坂5, 急・吉ヶ谷1, 急・夏木1, 急・夏木2, 急・夏木3, 急・馬水1, 急・谷ヶ峯1, 急・馬水2, 急・馬水3, 急・正部1, 急・刈原田1, 急・赤坂6, 急・赤坂7, 急・吉ヶ谷2, 急・夏木4, 急・馬水4, 急・馬水5, 急・馬水6, 急・恒吉1, 急・平野1, 急・平野2, 急・浦興禅寺1, 急・栗谷5, 急・栗谷6, 急・栗谷7, 急・栗谷8, 急・栗谷9, 急・栗谷10, 急・平野3, 急・栗谷1, 急・栗谷2, 急・栗谷3, 急・栗谷4, 急・上大峯1, 急・上大峯2, 急・上大峯3, 急・下大峯1, 急・上大峯4, 急・上大峯5, 急・板越1, 急・板越2, 急・板越3, 急・古井1, 急・古井2, 急・金丸1, 急・金丸2, 急・閉山田1及び急・金丸3
土石流	曾於市	土・夏木3, 土・夏木5, 土・大川原1, 土・桐原1, 土・大川原5, 土・下大良1, 土・下大良2, 土・桐原2, 土・瓶台1, 土・瓶台2, 土・栗谷4, 土・栗谷5, 土・栗谷6, 土・栗谷7, 土・栗谷1, 土・栗谷2, 土・栗谷3, 土・上大峯1及び土・上大峯2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第345号

障害者雇用促進企業等からの物品の調達に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成25年3月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

障害者雇用促進企業等からの物品の調達に関する要綱の一部を改正する要綱

障害者雇用促進企業等からの物品の調達に関する要綱（平成17年鹿児島県告示第1806号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第4号カ」を「第4号イ」に改め、同条第2号ウ中「100分の1.8」を「100分の

2」に改め、同条第4号ア中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「。以下「支援法」という。」を削り、「同条第21項」を「同条第26項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改め、同号イからオまでを削り、同号カ中「第2条」を「第2条第1号」に、「地域」を「地域社会」に、「第15条第3項」を「第18条第3項」に改め、同号カを同号イとし、同号キ中「カに」を「イに」に改め、同号キを同号ウとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

教育委員会教育長訓令

鹿児島県教育委員会教育長訓令第1号

鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月22日

鹿児島県教育委員会教育長 六反省一

鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令

鹿児島県教育庁等事務決裁規程（昭和49年鹿児島県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「行つたもの」を「行つた者」に改める。

別表第2総務福利課の部16の項教育長決裁事項の欄中第7号を削り、同欄第8号を同欄第7号とし、同欄第9号から同欄第33号までを1号ずつ繰り上げ、同項課長専決事項の欄中第36号を同欄第37号とし、同欄第2号から同欄第35号までを1号ずつ繰り下げ、同欄第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第92条の規定に基づき、特例財団法人の最初の評議員の選任に係る方法を認可すること。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

公安委員会規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

鹿児島県公安委員会規則第5号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鹿児島県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「額を」を「額（以下この項において「差額相当額」という。）から、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間にあつては差額相当額の2分の1に相当する額（その額が3,000円を超える場合にあつては、3,000円）を、同年4月1日以後にあつては平成25年4月1日から給料の支給日までの期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に1を加えた数に3,000円を乗じて得た額を減じた額（零を上回るものに限る。）を」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

公安委員会公告

機械警備業務管理者講習実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成25年3月22日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

1 講習の実施期間

平成25年6月24日（月）から同月26日（水）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）

2 講習の実施場所

鹿児島県住宅供給公社ビル3階小会議室（鹿児島市新屋敷町16番）

3 受講定員

10人（原則として、受付先着順とする。）

4 受講申込みの受付等

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

平成25年4月23日（火）から同年5月2日（木）まで（県の休日を除く。）

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

ア 県内に居住する者

受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 県外に居住する者

県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼り付けたもの。以下「受講申込書」という。） 1通

(4) 申込方法

受講者本人による申込み（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）

(5) 講習手数料

38,000円（38,000円分の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼り付けて提出すること。）

なお、受講申込書を受理した後は、講習手数料は返還しない。

5 その他

(1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。

(2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

(3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。

6 問合せ先

本講習に関する問合せは、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話099-206-0110内線3014・3018）又は一般社団法人鹿児島県警備業協会（電話099-224-4490）に行うこと。

.....

平成25年度技能検定員審査等公告

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第1条及び第10条第1項の規定により、平成25年度技能検定員審査等を次のとおり実施する。

平成25年3月22日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

1 審査の種類及び日時

(1) 教習指導員審査

ア 普通自動車免許

(ア) 筆記試験 平成25年5月13日（月）午前9時から

(イ) 技能試験 平成25年5月13日（月）午後1時から

(ウ) 面接試験 平成25年5月14日（火）午前9時から

イ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

筆記試験 平成25年5月13日（月）午前10時から

ウ 大型自動車免許，中型自動車免許，大型特殊自動車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 平成25年6月10日（月）及び同月11日（火）のそれぞれの日の午後1時から

(2) 技能検定員審査

ア 普通自動車免許

(ア) 筆記試験 平成25年5月20日（月）午前10時から

(イ) 技能試験 平成25年5月20日（月）午後1時から

(ウ) 面接試験 平成25年5月21日（火）午前9時から

イ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

筆記試験 平成25年5月20日（月）午前10時から

ウ 大型自動車免許，中型自動車免許，大型特殊自動車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 平成25年6月12日（水）から同月14日（金）までのそれぞれの日の午後1時から

2 審査の場所

鹿児島県警察本部交通部免許試験課（始良市東餅田3937番地）

3 審査の申請手続

(1) 受審資格要件

ア 教習指導員審査

(ア) 審査の種類（普通自動車免許）

年齢21歳以上で普通自動車に係る運転免許を有し，かつ，教習指導員資格を有しない者

(イ) 審査の種類（大型自動車免許，中型自動車免許，大型特殊自動車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許）

受審する種類に係る運転免許を有し，かつ，普通自動車免許に係る教習指導員資格を有している者

(ウ) 審査の種類（大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許）

受審する種類に係る運転免許を有し，それぞれの免許に係る第一種免許の教習指導員資格を有している者で，かつ，過去1年以内に，国家公安委員会が指定する技能教習又は学科教習の技能又は知識に関する講習を修了しているもの

イ 技能検定員審査

(ア) 審査の種類（普通自動車免許）

年齢25歳以上で普通自動車に係る運転免許を有し，かつ，普通自動車免許に係る教習指導員資格を有している者

(イ) 審査の種類（大型自動車免許，中型自動車免許，大型特殊自動車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許）

受審する種類に係る運転免許を有し，かつ，普通自動車免許に係る技能検定員資格を有している者

(ウ) 審査の種類（大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許）

受審する種類に係る運転免許を有し、それぞれの免許に係る第一種免許の技能検定員資格を有している者で、かつ、過去1年以内に、国家公安委員会が指定する技能検定についての技能又は知識に関する講習を修了しているもの

ウ その他

一人の受審者につき、教習指導員審査を1種、技能検定員審査を1種の合計2種まで受審できるものとする。

(2) 申請書類

ア 審査申請書

イ 資格審査票

ウ 運転免許証の写し

エ 運転記録証明書（過去5年分）

オ 普通自動車免許に係る教習指導員資格を有する者は、その免許に係る教習指導員資格者証の写し

カ 普通自動車免許に係る技能検定員資格を有する者は、その免許に係る技能検定員資格者証の写し

キ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受審する者は、受審しようとする免許の第一種免許の教習指導員資格者証の写し及び国家公安委員会が指定する技能教習又は学科教習についての技能又は知識に関する講習の修了証明書の写し

ク 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受審する者は、受審しようとする免許の第一種免許の技能検定員資格者証の写し及び国家公安委員会が指定する技能検定についての技能又は知識に関する講習の修了証明書の写し

(3) 申請書類の提出先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課（始良市東餅田3937番地 郵便番号 899-5421）

なお、郵送の場合は、封筒の表に「申請書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(4) 審査手数料及び納付方法

申請書類提出の際、審査申請書に鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）に定める額面の鹿児島県収入証紙を貼って納付すること。ただし、審査細目により異なるので、詳しくは問い合わせること。

なお、申請書類を受理した後は、審査手数料は返還しない。

4 受付期間

(1) 教習指導員及び技能検定員の普通自動車免許・二種免許（大型・中型・普通）

平成25年4月10日（水）から同月24日（水）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、平成25年4月24日の消印のあるものまで受け付ける。

(2) 教習指導員及び技能検定員の大型・中型・大型特殊・普通自動二輪・牽引免許

平成25年4月26日（金）から同年5月10日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、平成25年5月10日の消印のあるものまで受け付ける。

5 申請書類の交付

審査申請書及び資格審査票の用紙は、鹿児島県警察本部交通部免許試験課で交付する。

なお、同用紙を郵便により請求する場合は、封筒の表に「資格審査票請求」と書き、宛先及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

6 問合せ先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課

始良市東餅田3937番地（郵便番号 899-5421）

電話番号 0995-65-2295

奄美大島海区漁業調整委員会指示

奄美大島海区漁業調整委員会指示第24－2号

奄美大島海区におけるシラヒゲウニの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成25年 3 月 22 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

- 1 殻径制限
殻径（トゲを除いた殻の直径）5.5センチメートル以下のシラヒゲウニを採捕してはならない。
- 2 禁止期間
11月1日から翌年6月30日までの間は、シラヒゲウニを採捕してはならない。
- 3 適用除外
1及び2の規定については、次に掲げる者であって、奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、適用しない。
(1) 試験研究の用に供しようとする者
(2) 増養殖（移植を含む。）の用に供しようとする者
(3) その他委員会が特に認める者
- 4 承認証の交付
委員会は、3の承認を受けた者に対し、承認証を交付するものとする。
- 5 承認証の携帯
3の承認を受けた者は、交付された承認証を自ら携帯し、又は操業の責任者に携帯させなければならない。
- 6 承認の取消し
委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、3の承認に条件を付し、その内容を変更し、又はこれを取り消すことがある。
- 7 取扱要領
この指示に定めるもののほか、シラヒゲウニの採捕承認に関する事務の取扱いについては、別に定める「シラヒゲウニの採捕承認に関する事務取扱要領」によるものとする。
- 8 指示の有効期間
この指示の有効期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする。

奄美大島海区漁業調整委員会指示第24－3号

奄美大島海域におけるマダイの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成25年 3 月 22 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

- 1 体長制限
全長15センチメートル以下のマダイは採捕してはならない。
- 2 指示の有効期間
平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする。

正 誤

平成25年3月1日付け鹿児島県公報第2885号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
1	下から15行目	鹿児島県公安委員会の事務の委託に関する規則	鹿児島県公安委員会の事務の委任に関する規則